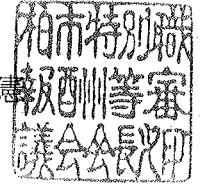


令和6年2月6日

柏市長 太田和美様

柏市特別職報酬等審議会
会長 徳永澄憲



市長，副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額について（答申その2）

令和5年10月11日付け柏総給第959号で貴職から諮問のありましたこのことについて，柏市附属機関設置条例第2条の規定に基づき，下記のとおり答申いたします。

記

特別職の報酬等については，下記の額等とすることが適当である。

1 報酬等月額

議長 677,600円，副議長 605,600円，議員 585,300円

2 改定時期

令和6年4月1日

3 付帯事項

以下を付帯事項とする。

- (1) 議員は，選挙によって直接市民に選出されることから，文字通り市民の代表であり，その期待を担う立場にある。その点からも，常に市民の目線に立ち，その職責の重要性を十分に認識し，市民生活の向上に尽力されたい。
- (2) 議員報酬の検討にあたり，議員の活動状況は重要な判断材料であるが，その情報は市民にとっても関心の高いものである。情報公開の重要性に鑑み，議会活動等について更なる情報公開に取り組みたい。

【別紙】

分割答申の実施及び答申その2に至るまでの経緯

1 はじめに

市長等常勤の特別職と市議会議員では、職務の内容や状況について相違が認められ、委員がそれらを踏まえて意思決定を行うには審議が不十分であることから、「市長、副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額について（答申）」（令和5年11月15日付）（以下「答申その1」という。）において、議長、副議長及び議員の報酬月額の改定については継続審議とすることとした。

議員の活動内容やその状況等について、追加資料等に基づき、各委員の率直な意見交換を行い慎重に審議を進めた。

2 検討の主な視点

(1) 特別職報酬等の額の現状

市長、副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額は平成29年11月24日の答申に基づき、平成30年4月1日に増額改定されたものである。

(2) 適正な報酬等の判断基準

市長給料月額を基準とした場合の議員報酬月額の水準（市長給料月額に対する議員報酬月額の割合等）について、他市状況と比較することは、適正な報酬等の判断基準の一つになると考えられる。

(3) 議員活動の内容及び状況

市議会及び各種委員会等の開催状況といった定量的な活動状況のみならず、大部分を占めるその他の活動状況について、報酬へ適切に反映することが必要と考えられる。

3 結論

市の議員は、議会の会議に出席し議案の審議等を行うのみならず、議会の会期中・閉会中を問わず、市の事務に関する調査研究

及び住民意思の把握等のための諸活動を行っている。その職務遂行について高い独立性が保障されている議員の活動を保障・助長し、議員が市民の代表としての役割を果たすことは非常に重要であることから、それに資する議員報酬を支給することが必要であると考え。市議会の開催回数は年間4回であるものの、議員活動については市議会以外の活動の比重が大きく、常勤特別職の活動状況とは大きく異なるものであるといえる。その点からも、議員報酬の額を判断するにあたり、市議会及び各種委員会等の開催状況のみならず、その他の議員の活動状況を勘案したものとする必要があるものと考えられる。他方、市長等常勤特別職の給料月額と議員報酬月額に差を設けることは、他の多くの自治体においても一般的であり、市民感覚においても違和感はないものと思われる。

現在の社会経済に目を向けると、答申その1にあるとおり、消費者物価指数等の上昇傾向、一般労働者の所定内給与の増加といった状況を踏まえると、市長等常勤特別職と同様に、議員報酬の引き上げについて増額の見直しを行うことに相当の合理性は認められる状況にあるものと考え。見直しの額については、市長等特別職と同様に1.45%をもって、今回の改定率とすることとした。市長給料と比較した際の議員報酬の割合の適正についての意見もあったが、その適正割合を判断することは難しく、他の自治体と比較し大きな逸脱も認められないと判断し、同率を適用することとし、増額を答申する。